

S T マーク使用許諾契約者各位

社団法人日本玩具協会
会 長 高須 武男
(会長印省略)

塩化ビニル樹脂を使用した玩具への「非フタル酸系可塑剤使用」表示について

皆様には、日頃、当協会の玩具安全事業の実施につき御協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、9 月 18 日の理事会において、「S T 基準内商品表示ガイドライン」に、「表示素材(原料樹脂の指定用語)」の注記として下記の記述がありますが、内容の明確化を図るため、改定しましたので、お知らせします(実施は平成 20 年 10 月 1 日からです)。

【現行】

塩化ビニル樹脂については、フタル酸エステル類を可塑剤に使用している場合は「塩化ビニル樹脂」又は「PVC」と表示し、その他の可塑剤を使用している場合は「塩化ビニル樹脂」に加えて、「非フタル酸系可塑剤使用」と付すこととする。

【改定】

塩化ビニル樹脂については、フタル酸エステル類を可塑剤に使用している場合は「塩化ビニル樹脂」又は「PVC」と表示する。

フタル酸系の可塑剤を使用していない場合には、「塩化ビニル樹脂」に加えて、「非フタル酸系可塑剤使用」の表示を付すことができる。

また、食品衛生法・ST 基準第 3 部の規制対象である「フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)」「フタル酸ジイソノニル」について、対象年齢・対象玩具に該当するかどうかにかかわらず、その不使用を検査で確認した場合には、「食品衛生法・S T 基準対応可塑剤使用」、「玩具安全基準適合可塑剤使用」又は「玩具安全基準及びフタル酸エステル含有基準に適合」などの表示を付すことができる。

この改定により、この表示ガイドラインに対応して「非フタル酸系可塑剤使用」の表示をするには、S T マーク使用許諾契約者は、使用されている可塑剤の種類を確認し、(それが

食品衛生法・S T基準第3部の規制対象となっているかどうかを問わず)、フタル酸系のものが使用されていないことを確認する必要があります。

また、食品衛生法・S T基準第3部の規制対象である「フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)」「フタル酸ジイソノニル」について、対象年齢・対象玩具に該当するかどうかには拘らず、その不使用を検査で確認した場合には、「食品衛生法・S T基準対応可塑剤使用」、「玩具安全基準適合可塑剤使用」又は「玩具安全基準及びフタル酸エステル含有基準に適合」の表示を行うことができます。

「非フタル酸系可塑剤使用」と表記して既に市場に出回っている商品の取扱いについて

①「フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)」「フタル酸ジイソノニル」の両方について検査を行い、不使用を確認した上で、「非フタル酸系可塑剤使用」と表示して市場に出回っている商品については、特段の手当は必要ない。

②「フタル酸ジイソノニル」が、S T基準(及び食品衛生法)の要求事項とされていない玩具について、「フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)」の検査しかしていない場合は、「非フタル酸系可塑剤使用」の表記をしているときは、流通在庫等について上からシールを貼って当該表示を削除するなどの手当を行うことが望ましい。

追伸

何かございましたら、当協会事務局(山口・中田・小林 TEL03-3829-2513)までお問合せ願います。